

幕別町廃棄物減量等推進審議会会議報告（議事録）

- 1 日 時 令和3年1月28日（木） 13時30分～14時15分
- 2 場 所 幕別町民会館 2階講堂
- 3 出席者 （委員）矢野義則、池田明子、杉山月水、下山一志、菊池勇二、岩野英法、千葉美由紀、相馬勝彦
(13名中8名出席)
(事務局) 細澤住民福祉部長、寺田防災環境課長、草野地域環境係長、千田主査、亀田地域振興課長、児玉住民生活係長、庄司建設管理係長、横山下水道係主査
- 欠席者 （委員）笹井守、加藤正則、加藤茂樹、沼口信昭、坂本浩美
(13名中5名欠席)
- 4 審議内容 下記のとおり

13:30

寺田課長

それでは定刻となりましたので、只今より、令和2年度第2回幕別町廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

寺田課長

それでは、矢野会長よりご挨拶をいただきます。

矢野会長

本日は大変お忙しい時期の開催にもかかわらず、お集まりいただき誠にありがとうございます。

今回は、前回諮問され、持ち帰り検討となった2件の議事についての審議となります。

皆様方にとっても生活に直結する大きな問題であると認識しておりますので、活発なご意見をよろしく願います。

寺田課長

ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は会長に願います。

矢野会長

本日の審議会につきましては、「幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する規則」第3条、第2項の規定により、会長が議長となることになっておりますことから、私が務めさせていただきますので、よろしく願います。

それでは、さっそく議事を進めさせていただきます。

はじめに、事務局より諸般の報告があります。

寺田課長

加藤正則委員、加藤茂樹委員、坂本委員、笹井委員、沼口委員から、欠席される旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

矢野会長

続きまして、次第の2、議事に入ります。

諮問第1号について事務局より説明をお願いします。

事務局

はじめに、本日の資料の確認をお願いします。

1. 議案
2. 資料1
3. 資料2

資料の足りない方いらっしゃいますでしょうか？

(資料の基づき説明 諮問第1号)

「諮問第1号 一般廃棄物手数料の見直しについて」説明をいたします。

議案書3ページをお開きください。

一般廃棄物の処理手数料を次のとおり見直すものであります。

前回の審議会でご説明いたしました、改めてご説明いたします。

はじめに、現行の①燃やせるごみと燃やせないごみの手数料については、管内市町村の手数料の平均値2.9円とほぼ変わらないことから1リッター3円を据置くこととしております。

②型ごみの手数料については、細分化された重量制の料金設定を個数制に見直し、1点あたり200円に設定したものであります。

新旧対照表をご覧ください。現行では排出する大型ごみの重量によって100円から600円まで区分設定されておりましたが、家庭で重量を計測することが難しいことなどから、個数制の1点あたり200円に統一するものであります。

なお、手数料の改定には条例の改正が伴うことから、本審議会でご検討頂き承認後、令和4年4月1日からの施行にあわせ、幕別町議会定例会に条例改定の提案を行う予定であります。

次に、ページ中段のごみ有料化導入時のごみ処理手数料の考え方について、ご説明します。

ごみ処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で市町村の責務とされており、過去には無料で処理をしておりました。

しかしながら、ごみの排出抑制や再生利用の推進等ごみの減量化の促進のため、忠類地域は平成16年4月から、幕別地域は平成16年10月からごみ処理の有料化をスタートし16年が経過しております。

当時の料金設定にあたっては、高額に設定すると不法投棄や不適切な排出を誘発

する恐れも鑑み、近隣市町村の料金を参酌した料金設定となっております。

このことは、当時の廃棄物減量等推進審議会からの意見において「収集運搬、処理施設、最終処分場など、排出されたごみを適正に処理するために要する費用の一部を町民が負担することも必要」とされ、その料金については、「家庭系ごみの収集運搬に要する経費以内とし、近隣市町村の料金を参酌しながら設定すべきである。」との答申を受け手数料設定の基本的な考え方となっております。

資料1-1をご覧ください。

1. ごみ処理手数料として、ごみ袋料金の検証結果をご説明します。

受益者負担率については、「ごみの収集・運搬委託料の総額」に対する「ごみ処理手数料収入の総額」の割合を示したもので、平成16年度から令和元年度までの推移を表とグラフにまとめたものです。

有料化後の平成17年度の負担率が64.0%に対し、変動しながらも令和元年度で54.3%まで減少し最も低い負担率となっております。

負担率の低下要因として、ごみの収集運搬委託にかかる経費が、ごみの排出量が減った場合でも、収集車は毎日決まったルートを走るため経費が削減されることがないため、ごみの減量化が進むほど手数料収入が下がり負担率の低下を招く結果となっております。

さらに、グラフをご覧くださいの。×印の折れ線グラフでわかるとおり、平成26年を境に委託料に占める労務単価の上昇も起因しており、固定経費が大きくなることにより負担率が引き下がっております。

これらのことから、負担率については下がっておりますが、過去に当審議会が答申された「家庭系ごみの収集運搬に要する経費以内」を遵守しながら、従前から均衡を図ってきた近隣3市町（帯広、音更、芽室）の手数料を参酌し判断することが適正であるという考えであります。

資料1-3をご覧ください。管内各市町村のごみ袋料金についてまとめた一覧でございます。

表の一番右端下段の平均単価をご覧ください。1リットルあたりのごみ袋料金の管内平均は2.9261円であり、近隣1市2町でも3円/ℓがベースとなっており、今後の改定見込みもないことを確認しているところであります。

資料1-1の1ページにお戻りください。以上ご説明した点を鑑み、最下段になりますが、ごみ袋料金については、当面現行料金の3円/ℓに据え置きが妥当と考えます。

次のページをお開きください。

(1)大型ごみ手数料の検証についてです。

現行の大型ごみの収集にあたっては、2ヶ月に一度の偶数月に収集運搬しており、電話申込において排出量の大枠を把握し収集業者によって回収の計画をたてております。

手数料については、重量制で同一種類単位の重量により手数料がきまり、10 k g までが100円、30 k g までで200円、50 k g までで400円、100 k g までで600円となっております。

(2)受益者負担率については、「大型ごみの収集・運搬委託料の総額」に対する「大型ごみ処理手数料収入の総額」の割合を求めると、令和元年度で家庭ごみの負担率54.3%に対し大型ごみの負担率は21.5%。折れ線グラフで比較すると×印の折れ線グラフが家庭系可燃ごみと不燃ごみの負担率で、○印の折れ線グラフが大型ごみの負担率となっております。

大型ごみの負担率は、各年度においても全て低い負担率となっており、負担率の均衡を図るうえで、大型ごみ処理手数料の見直しが必要であると考えております。

また、現行の大型ごみの受付から収集に至る過程で多くの課題があり、制度の見直しも必要と考えているところであります。

課題の1点目として、手数料の把握が不明確であること。

これは、大型ごみの重量を家庭で計測することが困難な場合が多く、処理券の不足の場合、後日、処理券を役場又は札内支所に持参して頂くこととなるため、住民負担が増える結果となっております。

3ページになりますが、

2点目として、不燃ごみのごみ袋単価（手数料）との料金設定の整合がとれていないことがあります。

不燃ごみの料金単価は、ごみの質量に対する料金設定で1ℓあたり3円に対し、大型ごみの料金設定は、ごみの重量に対する料金設定で10 k g まで100円となっております。

このことにより、40ℓの不燃ごみの料金120円より、大型ごみの10 k g 以下の処理料金100円の方が安価となり、40リットルのごみ袋に入る不燃ごみであっても、大型ごみとして排出されるケースがあります。

3点目として、くりりんセンターの受入料金との逆転現象があります。

くりりんセンターの持ち込み料金は10 k g あたり170円であり、大型ごみ処理として排出する方が安い結果となっております。

4点目として、収集運搬の作業体制についてであります。

現在の100 k g までの受入可能としておりますが、50 k g を超える場合現行の委託業務の収集体制では対応が難しく、作業員を増員しなければ車両への積み込みが困難な状況となっております。

資料1-4をご覧ください。

管内の大型ごみの料金一覧でございます。大部分が個数制での料金設定で、近隣では帯広市で1点600円、芽室町で1点100円～500円と品目によって料金設定を分けております。

資料1-1、3ページにお戻りください。中段になりますが、

これらの課題を解消するための改正案として、手数料の単位を重量制から個数制

とし、トラックへの積み込みが可能な重量50 k g 以内に変更とします。

料金の設定にあたっては、家庭ごみの受益者負担率と同率の56.4%になるよう手数料を導き出すと、1個あたり268円になったところであります。

次のページをご覧ください。

大型ごみの回収対象と料金についての新旧対照表でございます。

左が現行制度で右が改正案となります。

対象については、重量のみ100 k g 以下から50 k g 以下に

料金については、重量制から個数制とし、1点あたり200円として設定したところ
であります。

中段と下段の囲み枠には、現在の条例と規則の抜粋を掲載しております。

諮問第1号についての説明は以上です。

矢野会長

説明が終わりましたので、諮問第1号一般廃棄物の処理手数料の見直しについて、
①の燃やせるごみと燃やせないごみ、②の大型ごみに分けて質疑をお受けします。

はじめに①の燃やせるごみと燃やせないごみの手数料についてですが、事務局案
は3円据え置きを提示しております。このことについて、ご意見質疑ございますか。

(質疑なし)

矢野会長

他に質疑がないようでしたら、次に大型ごみ手数料について質疑を受けます。

事務局案を整理しますと、

- 1) 住民が分かりやすい料金設定をとるため、重量制から個数制への改定
- 2) 不燃ごみ料金設定との統合性、くりりんセンターの受入料金1 kg=170円な
どの要件を勘案し、1個あたり200円の単価設定
- 3) 現行の収集運搬作業体制にあわせ、1個あたりの重量制限を50kgに変更
以上の3点になると思います。

この件につきましてご意見質疑を受けたいと思います。

相馬委員

資料1-4で、管内の大型ごみ料金が出ていますが、料金改定の動きはあります
か。

事務局

表は令和2年4月1日現在のものですが、各町村改定の予定はないと伺っていま
す。

矢野会長

他にありますか。

矢野会長

ないようでしたら、諮問第1号一般廃棄物の処理手数料の見直しについては、

① 燃やせるごみと燃やせないごみの料金据置及び②大型ごみ料金改定案については、原案を妥当と認め答申することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

矢野会長

それでは、諮問第1号一般廃棄物の処理手数料の見直しについては、原案を妥当と認める答申といたします。

矢野会長

続きまして、諮問第2号について事務局より説明をお願いします。

(資料に基づき説明 諮問第2号)

事務局

続きまして、「諮問第2号 第3期幕別町生活排水処理基本計画(案)について」説明をいたします。

こちら、前審議会の説明と重複する部分がございますが改めてご説明いたします。

生活排水処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画の一つで、10年～15年後を目標年次として策定される長期計画となっております。

1. 計画区域内人口と生活排水処理率ですが、

第3期計画は、令和2年を目標年次とした幕別町生活排水処理基本計画の見直しで、令和元年度末を基準に15年後の令和16年度を目標とし、生活排水処理率97.7%を目標値として定めております。

資料2の別冊第3期幕別町生活排水処理基本計画(案)をご覧ください。5ページをお開きください。

幕別町においては、幕別・札内の市街地における下水道、忠類市街地における農業集落排水処理、そして郊外区域における合併浄化槽により生活排水処理を行っております。

平成18年度の欄の最下段をご覧ください。平成18年度は生活排水処理率が87.4%でしたが、次のページ令和元年度には94.3%となっております。

この令和元年度を基準年次とし、15年後の令和16年度を目標年次として計画を定めるものであります。

14ページをお開きください。

生活排水処理の目標が表となっております。令和16年度の人口は幕別町人口ビジョンの推計値で24,412人と推計しております。以下基準年次より令和16年度の目標値が記され、生活排水処理率、97.7%を目指すものであります。

16ページをお開きください。

汚水の処理方式で複数の住宅からの汚水を管渠で集めて処理する「集合処理方式」と個々の住宅の汚水を個別に処理する「個別処理方式」があります。

集合処理につきましては、幕別・札内市街地における下水道区域と忠類市街地における農業集落排水下水道がこれにあたります。

集合処理区域内の生活排水処理率は令和元年度で98.9%とであり、今後未接続者にたいし接続を推進し、目標年次までに生活排水処理率100%を目指す計画となっております。

個別処理区域内の生活排水処理率は令和元年度で63.8%であり、今後生活雑排水処理の必要性を訴え合併処理浄化槽の設置について啓発をし、生活排水処理率80.2%を目指す計画としております。

これらの区域集合処理区域と個別処理区域を合わせた生活排水処理率が14ページにお戻りいただき、目標年次において97.7%に定めたところであります。

議案書4ページにお戻りください。

2. パブリックコメント意見募集の実施結果についてです。

第3期幕別町生活排水処理基本計画(案)につきましては、幕別町パブリックコメント手続き実施要綱第3条に基づき、令和2年12月1日から翌年1月4日までの35日間、町民の皆さまからの意見募集を実施いたしました。応募意見はございませんでした。

諮問第2号については以上であります。

矢野会長

説明が終わりましたので、諮問第2号 第3期幕別町生活排水処理基本計画(案)についての質疑をお受けします。

(質疑なしの声)

矢野会長

ないようでしたら、諮問第2号の質疑を以上で終わらせていただきます。

それでは、諮問第2号の答申についてまとめたいと思います。

諮問第2号 第3期幕別町生活排水処理基本計画(案)について、原案のとおり答申することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

諮問第2号 第3期幕別町生活排水処理基本計画(案)について、原案のとおり答申することといたします。

以上2件の諮問について、審議会の決定を基に、町長への答申をまとめさせていただきます。

なお、答申書がまとまりましたら、私が町長へ答申書を提出したいと思います。

このことについて、ご質問等ございますか。
(質疑なしの声)

矢野会長

それでは、次第の3その他です
委員の皆さま、全体をとおして何かございませんでしょうか？
(なしの声)

なければ事務局の方から何かございますか？

事務局

先ほどの議事、諮問第1号で承認いただきました案件につきまして、議案書の中で「令和3年度第1回幕別町議会定例会に手数料改正案を提案する」と記載がございますが、第1回定例会は3月でございまして、現在他の使用料・手数料の見直しもありますことから、第3回か第4回での提案となりますことをご了承願います。

矢野会長

このことについてご質問ございますか。

相馬委員

施行日は令和4年4月1日で変わらないのですか。

事務局

施行日の変更はございません。

矢野会長

他にございますか。

事務局

前回ご報告いたしました、指定ごみ袋代用レジ袋の「ばお袋」についてその後の経過を報告いたします。

新聞等でも報道されましたが、代用レジ袋として作成しました「ばお袋」は昨年12月下旬より販売を開始いたしました。

協力いただける販売店において、準備が整ったところより販売を開始しております。

プラスチックごみ削減の一端とする取組として始めたところではありますが、この取組が全国的にも珍しい取組として、道外の自治体からの問合せもきているところでもあります。

今後、この取り組みがたくさんの町民の皆様へ浸透していくよう啓発に努め、プラスチックごみの削減に繋がりたいと考えております。

矢野会長

ただいまの件につきまして質疑などございますか。

杉山委員

実際にスーパーとかで使うよりも、コンビニ行った時のちょこっと買いに需要が多いと思うのですが、まだまだ住民に周知されていないように思いますがいかがですか。

事務局

先ほどの説明にありましたとおり、12月に下旬に製品が出来まして協力店への販売を開始したところであります。セイコーマートさんはバイオマス30%配合のレジ袋なので無料配布していることから、ばお袋の需要は少ないと思いますが、暁町のセブンイレブンさん、サンドラックさん、生協さんなどから注文が入って販売が開始されたところがございます。広報2月号に記事掲載いたしますが、販売店の状況を見てSNS等も活用し周知に努めたいと考えております。

また、自治通信にこのことが掲載されたことから、栃木県・滋賀県の市町村からもこのことに関しての照会がございました。

杉山委員

非常に良い取り組みだと思いますので、広く周知して活用していただきたいと思えます。

下山委員

私の北町公区では、実際に敬老商品として(ばお袋を)活用した経緯があります。

事務局

下山委員のご意見のような利用も考えて、デザインに「ありがとう」という言葉をいれました。

従来のごみ袋は、ごみ袋と大きく表記されていますので買い物袋として利用するのは抵抗感を感じるという意見があったこと、「ありがとうございました」と表記するより、「ありがとう」との表記で、減量化を考えてくれてありがとうということや、収集してくれる方への感謝の気持ちの表れ、また先ほどの下山委員のご意見のような利用など、幅広く使えるようにデザインをいたしました。

矢野会長

事務局より他にありますか

事務局

地球規模の大きな問題となっている温室効果ガスの削減に繋がるものとして、ごみの減量化が上げられております。

幕別町ではこれまで、住宅用太陽光発電システムの設置補助やペレットストーブ設置補助、生ごみ処理機(コンポスト)購入補助を行ってきました。今回、プラごみの減量化対策としてごみ袋のレジ袋代用利用として、幕別町で取組を行いました。委員の皆様から他にごみの減量対策についてご意見等がございましたら、この機会に伺いたいと思えますので、よろしく願いいたします。

矢野会長

ただいま事務局より説明のありました、ごみの減量化に向けての意見等はございませんか。

杉山委員

私、消費者協会の会長をしております、消費者協会で古布の回収を行っております。現在年1回の回収を行っていますが、町民の方から回収日以外に出したい場合の対応などの問い合わせもあります。協会ではなかなか対応しきれていない状況があるので、町として回収計画はありますか。

事務局

古布回収は、音更町・池田町で実施していることを承知しています。

課内でも検討はしていたところですが、新型コロナウイルス感染症のこともあり中断している状況です。今後については消費者協会さんと協議しながら検討したいと考えております。

矢野会長

最後に、全体を通して質疑があればお受けいたします。

(質疑なしの声)

【閉 会】

矢野会長

ないようですので、それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。

長時間に渡り、ご苦労様でした。 14:15了